

# 信玄公生誕500年記念事業企業協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信玄公生誕500年記念事業（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛する企業、団体等（以下「協賛企業」という。）を募ることを目的とした企業協賛について、必要な事項を定めるものとする。

(企業協賛の名称)

第2条 企業協賛の名称は、「信玄公生誕500年記念事業企業協賛」とする。

(企業協賛の推進)

第3条 信玄公生誕500年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、企業協賛の広報及び募集、その他必要な事業を行う。

(協賛企業の募集期間)

第4条 協賛企業の募集期間は令和2年10月1日（木）から令和2年12月11日（金）までとする。

(協賛企業との手続き等)

第5条 企業協賛の実施にあたっては、協賛企業は、あらかじめ「信玄公生誕500年記念事業企業協賛申込書」（様式第1号）を実行委員会に提出し、実行委員会は「信玄公生誕500年記念事業企業協賛申込受理書」（様式第2号）を交付するものとする。

2 協賛企業は、協賛金については実行委員会が指定する口座へ、実行委員会が指定する方法で納入するものとする。

3 協賛金の領収書については、金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、協賛企業が希望する場合は、実行委員会は「信玄公生誕500年記念事業企業協賛金受領書」（様式第3号）を交付する。

(企業協賛の収納期間)

第6条 協賛金の収納期間は、原則として、第5条第1項の受理書の受理日から2週間以内とする。

(協賛金等の受け入れ及び用途)

第7条 協賛金は実行委員会が受け入れ、信玄公生誕500年記念事業の広報活動、イベント運営等に活用するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。